

令和3年度

新国立劇場グループウェアシステム一式更新

仕様書

公益財団法人新国立劇場運営財団

令和3年6月

1. 件名

令和3年度新国立劇場グループウェアシステム一式更新

2. 目的

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「財団」という）は、我が国の現代舞台芸術の振興及び普及に寄与することを目的として、公演事業等の事業を行っている。業務を合理的且つ効率的に推進するための主たるツールの一つとして新国立劇場グループウェア（Google Workspace）を導入しており、本件は、令和3年7月末日をもって現在の契約が満了となることから、同等の運用を継続できるように更新整備を行うものである。

3. 用語の定義

用語	定義
新国立劇場グループウェア	メール、掲示板、共有カレンダー、共有サイト等、個人間の情報通信及び組織内での情報共有を合理的且つ効率的に実現するためのシステム。現行環境では、Google Workspaceを中心基盤としてそれに複数のサービスを連携させて活用している。これらは全てクラウド基盤上で稼働している。
シングルサインオン	新国立劇場グループウェアの連携サービスの一つ。各サービスへのログインを一元化するための仕組みであり、現行環境ではisr社のCloudGate UNOを利用している。
共有アドレス帳	新国立劇場グループウェアの連携サービスの一つ。メールアドレスを部署単位で管理し、メールの送信先を設定可能である。現行環境ではrakumo社のrakumoコンタクトを利用している。
共有カレンダー	新国立劇場グループウェアの連携サービスの一つ。各ユーザー、会議室等のスケジュールを管理し、共有することができる。現行環境ではrakumo社のrakumoカレンダーを利用している。
電子承認	新国立劇場グループウェアの連携サービスの一つ。業務上の各種申請、回覧、承認等のフローを電子化するツールである。本件においては、rakumo社のrakumoワークフローを新規導入する。
電子掲示板	新国立劇場グループウェアの連携サービスの一つ。クラウド上で財団内の部署横断的な情報共有が可能である。本件においては、rakumo社のrakumoボードを新規導入する。
メールアーカイブ	新国立劇場グループウェアの連携サービスの一つ。内部統制の強化を目的として、送受信メールを保存し、送受信の状況及びメール自体の確認を行うことができる。現行環境ではクオリア社のActive! Vault SSを利用している。
メール送信セキュリティ	新国立劇場グループウェアの連携サービスの一つ。メール送信時に添付ファイル暗号化等のセキュリティ強化を行うことができる。現行環境ではクオリア

	ティア社のActive! Gate SSを利用している。
財団システム担当者	新国立劇場グループウェアの調達、管理を統括する情報システム係職員
納品	受注者による納入物の設置・動作確認等の作業が終了し、財団の検収のために引渡しができる状態
導入	搬入から納品までの作業
納入	財団による検収が終了し、実運用が可能な状態

4. 整備の概要

本件による整備は次の範囲とする。

- (1) Google Workspaceの更新整備
- (2) シングルサインオンの更新整備
- (3) 共有アドレス帳の更新整備
- (4) 共有カレンダーの更新整備
- (5) メールアーカイブの更新整備
- (6) メール送信セキュリティの更新整備
- (7) 電子承認ツールの新規導入
- (8) 電子掲示板ツールの新規導入

5. 契約期間

令和3年8月1日～令和5年7月31日（24ヶ月間）

ただし、同期間に於いて全てのサービスを利用できるようにする必要があるため、事務手続き及び財団による検収（確認）等はこれ以前に完了する必要がある。

6. 主な利用場所

東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場

東京都新宿区西新宿6-12-30 新国立劇場演劇研修所

千葉県銚子市豊里台1-1044 舞台美術センター

7. 納品物

- (1) 本件に関わる主な納品物は以下の通りとする。
 - a. 保守連絡先
 - b. 協議に利用した資料等
- (2) (1) については、電子ファイル（Microsoft Word、Excel、PDF）で納品すること。
- (3) (1) は全て日本語で記述すること。
- (4) (1) のうち、本件業務で作成した資料については著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を財団に譲渡すること。著作者人格権はこれを行使しないこと。
- (5) (1) に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は財団に非独占的な使用权を許諾する権限を有し、使用許諾契約等、必要となる全ての手続きを行うこと。この場合、当該契約等

の内容について、事前に財団の承認を得ること。

8. 信頼性要件

- (1) 本件は情報管理に高い信頼性を求めることから、受託者はプライバシーマーク又は ISO27001 の認証取得事業者であること。
- (2) 本件に基づき更新されるサービスについて万が一製品に欠陥が発見された場合には、ただちに対処すること。
- (3) 受託者は原則として本業務を第三者に再委託してはならない。特別な理由で一部の業務について再委託を行うべき必要がある場合には、事前に、財団に理由と再委託先を書面で提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 本件に基づき更新されるサービスは、サービス提供者の如何に関わらず、受託者が最終責任を負うこと。

9. 技術的要件

9. 1 技術的要件の概要

本件で更新されるサービスに係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という）の要求要件（以下「技術的要件」という）は「9.2 包括的要件」及び「9. 3 性能・機器に関する詳細要件」に示すとおりである。技術的要件は必須の要件のみである。

9. 2 包括的要件

- (1) 本件で更新される全てのサービスはブラウザ上で利用できること。なお、確実に動作を可能にするべき環境は以下の通りとする。
 - a. Google Chrome (Windows/Mac)
 - c. Safari (Mac)
- (2) 本件で更新されるサービスは、それぞれ最低限270アカウントが利用できること。また、契約期間中のアカウントの追加にも対応できること（有償でも可）。
- (3) 本件に於ける更新目的をまかなうために必要となるサービス及び設定が、本件で明示したサービス及び設定以外にある場合は、財団システム担当者に提案を行ったうえで、本件に於いて実施すること。

9. 3 性能・機器に関する詳細要件

以下のクラウドサービスを利用可能な状態にすること。

番号	メーカー	サービス名	用途	現行環境のユーザー数	更新後のユーザー数
1	Google	Google Workspace Business Starter	グループウェア	250	270
2	ISR	CloudGate UNO	シングルサインオン	250	270

		Standard			
3	rakumo	rakumoカレンダー	共有カレンダー	250	270
4	rakumo	rakumoコンタクト	共有アドレス帳	250	270
5	rakumo	rakumoワークフロー	電子承認	新規導入	270
6	rakumo	rakumoボード	電子掲示板	新規導入	270
7	Qualitia	ActiveVault SS (保存1年間)	メールアーカイブ	250	270
8	Qualitia	ActiveGate SS (VPSプラン)	メール誤送信防止	250	270

- (1) 上記の表における「更新後のユーザー数」に記載のユーザー数にて、各クラウドサービスを利用可能な状態にすること。
- (2) 1, 2, 3, 4, 7, 8は現行環境にて運用中のサービスである。本件による継続利用及びユーザー数追加にあたっては、現行環境の各種データ及び設定情報が保持されること。
- (3) 2については、「Secured by Cybertrust」オプションを新規導入し、クライアント証明書による認証が行えるようにすること。なお、同オプションにて認証できる端末数は10台とすること。
- (4) 必要な機能を充足する統合製品により、経費の節減が図れる場合、それを納品してもよい（例：rakumoカレンダー/コンタクト/ワークフロー/ボード→rakumo Basic）。
- (5) 5, 6の新規導入にあたっては、現行環境にて利用中である3, 4と同一ドメインにて運用できるようにすること。

10. 更新作業他

- (1) 全ての更新作業に関する実施スケジュール及び作業体制表を財団に提出し、財団システム担当者の了承を得ること。特にスケジュールについては、財団職員との協議期間及び検証期間を十分に見込むこと。
- (2) 現行環境から本件のサービスに更新する際は業務の停止が無いことが望ましいが、これが必須となる場合は、最小限の期間であることが財団システム担当者から認められること。なお、必要に応じて作業時間帯を夜間等に指定することがあるため従うこと。
全ての作業にあたっては財団システム担当者との入念な協議を行うこと。協議内容を明確にするために理解し易い資料を必要に応じて作成すること。
- (3) 更新作業に於いて問題が発生した場合は、ただちに解決に向けた対応を行うこと。この問題が深刻であり、作業の完了又は続行が困難な場合は、財団システム担当者との報告のうえで、運用に支障が出ないように代替策を講ずること。
- (4) 全ての工程に於いて進捗を定期的に財団職員に報告すること。
- (5) サービスの継続において必要な作業を完全に行うこと。
- (6) 本件の整備を行う上で、財団が契約しているネットワーク管理業者、運用支援業者、他システム導入業者等の協力・作業が必要になった場合、協力・作業を依頼する範囲を明確にし、協議・作業に際して積極的に協力すること。

- (7) 動作確認の過程又は結果に於いて、財団システム担当者より修正・質問等があった場合は即座に応じること。
- (8) 動作確認の結果に於いて異常を発見した場合、原因を調査し、異常を取り除くこと。異常の原因が、受注者の責に帰すべき事由（納入機器、設定の不備等）以外である場合は、財団システム担当者に詳細を報告したうえで、財団システム担当者の求めに応じ、情報を提供すること。また、財団担当者の指示に従い、設定変更等の代替手段を行うこと。
- (9) システム内のデータは新国立劇場外に持ち出すことは避けること。やむを得ず持ち出しを行なう場合は、持ち出しを行うデータの内容、期間、理由、責任体制を文書に明示し、財団システム担当者に提出のうえ承認を得ること。また、持ち出しを行う際の媒体は安全性の高いものとし、個人情報にはマスク処理を行なうこと。期間満了後は、データを返却すること。
- (10) 受注者は、財団のサービス規程及び情報セキュリティポリシー、関係法令及び規定等を遵守し本業務を実施すること。
- (11) 受注者は、日本語による円滑なコミュニケーション能力を有し、かつ、協力的な姿勢及び良好な関係が保てること。
- (12) 受託者は、本業務の実施に伴い知り得た財団に関する事項を善良な管理者の注意をもって厳格に管理するほか、許可なく他に開示しないこと。また、当該事項が掲載された資料及びデータ（その複製物を含む）等は本契約における目的の終了時、または財団からの返還の要求があるときは、直ちに返却するか、情報が漏えいしない方法により破棄すること。
- (13) 受注者は、本仕様書に記載なき事項であっても、本業務遂行に必要と認められる事項については、財団と協議の上、誠意を持って対応すること。

11. 検収

- (1) 受注者は、本件で求める全機能について、更新前後において問題がないことについて、財団システム担当者の承認を受けること。財団システム担当者より修正・質問等があった場合は即座に応じること。当該期間内に特段の異議がない場合、財団システム担当者は検収完了確認を行うものとする。
- (2) (1) については、財団システム担当者が不要と判断した場合は省略することができる。

12. 保守・運用支援

- (1) 契約期間中において本件の内容を支障なく遂行する一貫した保守・運用支援体制を確保し、連絡先を提出すること。変更がある場合は、随時更新を行うこと。この体制は、協力的な姿勢及び良好な対応、並びに日本語でのスムーズなコミュニケーション能力を有するものであること。
- (2) (1) の保守・運用支援体制に於いてはサービスの仕様、利用方法、障害等に関する問い合わせに対応すること。原則として平日9時30分～18時00分は連絡を受け付けることとし、迅速に回答等の対応を行うこと。また、この時間帯以外についても連絡を受け付けること。
- (3) 受付方法はメールまたは電話であること。なお、Google Workspaceに関する保守・運用支援の連絡受付窓口は受託者独自のものを提供すること。他のサービスについてはサービス提供者が提供するもので構わない。

- (4) 財団システム担当者からの情報提供依頼（機能の改変、追加等）にできる限り対応すること。
- (5) 財団職員がGoogle Workspaceの効果的な利用の参考とできるように、セミナー等の情報を無償で提供すること。

13. 契約期間満了時の対応

- (1) Google Workspace及び他のサービスの継続利用の要否、契約期間満了時点での各種データ等の要否について財団システム担当者と協議すること。また、データの移行方法、手順等について適切な提案を行うこと。
- (2) 契約期間満了時点の各種データ等のうち、財団が不要と判断したものについて、財団システム担当者に了解を得た上で完全に削除すること。

14. その他

- (1) 費用には、利用を可能にすべき全てのサービスの更新の契約、事務処理のほか、検討、整備、保守、ライセンス（必要に応じて）、契約期間満了後の処理等、本件の要件を満たすために必要な全ての費用を含めること。
- (2) その他、受託者が業務を履行するにあたり、疑義が生じた場合は、財団と誠実に協議を行い、善処すること。

以上

契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）および*****（以下「乙」という）は、令和3年度新国立劇場グループウェアシステム一式更新に関して、次の通りこの契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が、乙に対して依頼する下記の点について、基本的な契約事項を定めることを目的とする。

- ① 仕様書で定める通り、甲が各種クラウドサービスを利用できる状態にすること。
 - ② その他必要な事項
- 2 本契約は、この契約書のほか以下の各号の文書から構成され、合わせて本契約の内容を規定するものとする。
- ① 令和3年6月付「令和3年度新国立劇場グループウェアシステム一式更新仕様書」（以下「仕様書」という。）
 - ② ①に関して本契約締結までに甲乙間で取り交わされた文書

（契約期間、利用期間、引き渡し、瑕疵）

第2条 契約期間並びに本システムの利用期間は、令和3年8月1日から令和5年7月31日までとする。

- 2 本システムの引き渡しにおける、検収方法については、次の各号のとおりとする。
- ① 本システムについて、甲は別途甲乙協議の上定める期間（以下、「検査期間」という。）内に、仕様書及び事前の打合せ結果と合致するか否かを検査しなければならない。なお、検査期間内に検査の合否の通知がなかった場合は検査期間満了をもって本条所定の検査に合格したものとする。
 - ② 甲は、本システムが前項の検査に適合する場合、乙に通知するものとする。また、甲は、本システムが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前号所定の検査を再度行うものとする。
 - ③ 本項所定の検査合格をもって、本システムの検収完了とする。
 - ④ 本項に於ける検収は、情報システム担当者の判断により省略することがある。
- 3 本件業務の瑕疵担保責任については、次の各号のとおりとする。
- ① 前項の検収完了後、目的物に乙の責に帰すべき目的物と別紙仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。）がある場合、甲は、乙に対し、相当の期間を定めて、その契約不適合の修補を請求できるものとする。
 - ② 前項の契約不適合責任を乙が負う期間は、目的物が甲の検査に合格した日から6ヵ月間とす

る。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、乙は、貸与品または甲の指示により生じた目的物の契約不適合について責任を負わないものとする。

(契約終了後)

第3条 本契約の契約期間が終了した後も、甲が継続して本システムを利用することを希望する場合には、甲乙協議の上、契約を延長することにより、引き続き利用を行えることとする。但し、本システムの提供が継続されていることが前提となる。

(契約金額)

第4条 契約金額は以下の通りとする。契約金額には本システムの利用に関する費用及びサポート等、全ての金額を含むものとする。

契約金額総額 金*****円

(支払)

- 第5条 甲は、乙に対し、第4条に定める契約金額総額を契約期間月数で除した額を、契約期間開始後、1ヶ月ごとに支払うものとする。なお、契約金額総額は、本契約の締結時における消費税率に基づく金額であり、本契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正後の支払金額に関する消費税額は改正後の税率に基づき算出することとする。
- 2 乙は、該当月の翌月5日までに甲の担当部署に請求書を送付し、甲は請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。
- 3 乙の責に帰すべき事故により、甲の業務執行に支障を生じた時の支払いについては、甲乙協議の上、当該月の支払いを減額することができるものとする。
- 4 第3条の規定により本契約が延長される場合、延長時の状況に応じて、甲乙で協議の上、延長期間において支払うべき額を見直すことができるものとする。

第2章 資料及び情報の取扱い

(資料等の提供及び返還)

- 第6条 甲は乙に対し、本契約に定める条件に従い、本件業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対しこれらの提供を行うものとする。
- 3 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、甲乙協議の上、乙に提供するものとする。
- 4 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。但し、乙が内容等の誤りあることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかった場合はこの限りではない。
- 5 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要

となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(資料等の管理)

第7条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

2 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できるものとする。

(秘密情報の取扱い)

第8条 甲および乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後7日以内に書面により内容を特定した情報(以下あわせて「秘密情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲、乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 甲および乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

4 甲および乙は、秘密情報を本契約の目的のために知る必要のある各自(本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。)の従事者に限り開示するものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該従事者に退職後も含め課すものとする。

5 秘密情報の提供及び返却等については、第6条(資料等の提供及び返還)を準用する。

6 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

7 本条の規定は、本契約終了後、5年間存続する。

(個人情報)

第9条 乙は、個人情報の保護に関する法律(本条において、以下「法」という。)に定める個人情報であって、本件業務遂行に際して甲より取扱を委託されたもの(以下「個人情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際はその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するように務めるものとする。

2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

4 個人情報の提供及び返却等については、第6条(資料等の提供及び返還)を準用する。

第3章 権利帰属

(成果物の著作権)

第10条 本件業務において、乙が、甲に対して新たに作成し提出する成果物についての著作権の詳細は、仕様書で定める通りとする。

第4章 一般条項

(権利義務譲渡の禁止)

第11条 甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(解約)

第12条 甲は、本契約を解約しようとするときは、解約を希望する日の1ヶ月前までに書面にて乙に通知するものとする。解約に伴う費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(解除)

第13条 甲および乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 重大な過失又は背信行為があった場合
- ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲および乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反（別添の仕様書において定められた個々の作業の遅滞を含む。）し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

3 乙について、暴力団が関与していることが判明した場合の契約解除については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

4 甲が本条第1項、第2項により契約を解除した場合、甲は、第12条の義務を負わない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第14条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、且つ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、甲乙協議の上で変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金の上限と

して甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 6 甲が、本条第1項により契約を解除した場合、甲は、第12条の義務を負わない。
- 7 本条の規定は、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

(損害賠償)

第15条 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、当該損害を通常かつ直接損害の範囲で損害賠償を請求することができる。

(知的財産権侵害の責任)

第16条 甲が納入物に関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が満たされる場合に限り、本契約における損害賠償に関する規定にかかわらず、乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。但し、第三者からの申立が甲の帰責事由による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第17条に定める第三者ソフトウェア又は第18条に定めるF O S S（Free and Open Source Software）に起因する場合も含む）にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

- ① 甲が第三者から申立を受けた日から10日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること
 - ② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること
 - ③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること
- 2 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i) 権利侵害のない他の納入物との交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。
- 3 第1項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、本契約における損害賠償に関する規定によるものとする。

(第三者ソフトウェアの利用)

第17条 乙は、本件業務遂行の過程において、本件を構成する一部として第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第三者ソフトウェアを利用する旨、利用の必要性、第三者ソフトウェア利用のメリット及びデメリット、並びに品質及び本件への適合性その他についての調査結果などの情報、さ

らにはそれらの情報を専門家として検討・評価した結果をその利用方法等の情報を書面により提供し、甲に第三者ソフトウェアの利用を提案するものとする。

- 2 甲は、前項所定の乙の提案を基に、第三者ソフトウェアの採否を決定する。
- 3 前項に基づいて、甲が第三者ソフトウェアの採用を決定する場合、甲は、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。但し、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。なお、第三者ソフトウェアを利用する上で発生する費用は、リース等契約の契約金額に含まれるものとする。
- 4 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第1項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但し書きの場合で、甲乙間においてライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。

(F O S S の利用)

第18条 乙は、本件業務遂行の過程において、本システムを構成する一部としてF O S S を利用しようとするときは、当該F O S S の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴などF O S S の性格に関する情報、当該F O S S の機能上の制限事項、品質レベル、バグ情報、保守情報、及び本件への適合性その他等についての調査結果などの情報に関する適切な情報、さらにはそれらの情報を専門家として検討・評価した結果を書面により提供し、甲にF O S S の利用を提案するものとする。

- 2 甲は、前項所定の乙の提案を基に、F O S S の採否を決定する。
- 3 乙は、F O S S に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第1項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。

(和解による紛争解決)

第19条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲、乙は、第20条所定の紛争解決手続をとる前に、協議を十分に行うとともに、次項の措置をとらなければならない。

- 2 前項所定の協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第20条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから10日以内に東京（都市名）において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。
- 3 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲、乙は、第20条所定の紛争解決手続をとることができる。

(合意管轄)

第20条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第21条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

この契約を証するため、この本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保管する。

令和3年 月 日

甲 東京都渋谷区本町一丁目1番1号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾崎 元規

乙 * * * * *